

会 議 録

会議名 (審議会等名)	令和7年度第3回愛川町国民健康保険運営協議会		
事務局 (担当課)	民生部国保年金課 内線(3377)		
開催日時	令和8年2月12日(木) 午後1時30分～2時35分		
開催場所	愛川町役場2階201会議室		
出席者	委員	8人 (別紙のとおり)	
	その他	0人 ()	
	事務局	6人 (町長、民生部長、国保年金課長、国保年金課3人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴者数	1人
非公開・一部公開 の場合は、その理由			
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会長あいさつ 3 諮問 4 町長あいさつ 5 議題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険税条例の一部改正(案)について (2) 令和8年度国民健康保険特別会計予算(案)について (3) その他 6 閉会 		

審 議 経 過

主な内容は次のとおり（○は委員の発言、●は事務局の発言）

次第1（開会）、2（会長あいさつ）、3（諮問）、4（町長あいさつ） <省略>

次第5

（1）国民健康保険税条例の一部改正（案） について

事務局から会議資料（1～8ページ）に基づき説明

○（会長）事務局からの説明は以上であります。只今の説明について、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。

質疑が無ければ、質疑を終了したいと思いますですがよろしいでしょうか。

○（A委員）子ども・子育て支援金制度というのは、こども家庭庁が新年度からやりますよってことで号令かけているわけですね。で、その財源を求めている。それはもう国からの要請なんですよ？その要請に応えないと、そのこども家庭庁の支援金制度、6つの事業というのが成り立っていかない、できなくなるということですね。もうこれはやむを得ないのかなとは思いますがね。この支援金制度のためにここで上げていくというのはもうやむを得ないのかなと。

それで、この7ページ目を見たら、自分はいくらぐらいで出すんだろうなと思ったら、1万円くらいは年間で負担するのかなという感じしますけどもね。まあ、その分は子どものために使ってほしいという、大人が子どものために自分の国保税を上げて、この支援金制度をしっかりとって欲しいなと。そういったことも色々考えまして、この一部改正について賛成したいなと思います。

○（会長）ありがとうございます。他に、質疑やご意見はよろしいでしょうか。

審 議 経 過

ご異議がありませんので、質疑を終了したいと思います。

- (会長) これより採決に入ります。議題(1)「愛川町国民健康保険税条例の一部改正(案)について」を、原案のとおり承認することにご異議のない方は挙手をお願いします。

<挙手全員>

- (会長) 挙手全員です。よって議題(1)「愛川町国民健康保険税条例の一部改正(案)について」は、原案のとおり承認されました。

- (会長) 次に議題(2)「令和8年度国民健康保険特別会計予算(案)について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

(2) 令和8年度国民健康保険特別会計予算(案) について

事務局から会議資料(9~10ページ)に基づき説明

- (会長) 事務局からの説明は以上であります。只今の説明について、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。

- (A委員) 歳入のところで、現年度課税分予定収納率94.57、これが令和6年度の県平均。なぜ町平均にできなかった?

- (事務局) 町の収納率としては、もう少し下がっている状態ではありますが、県内の平均収納率というところを目指して、来年度、収納を行っていきたいというところでもあります。過去に94%くらいを達成している時期もありましたので、8年度については県の数値を目指していきたいというところで設定させていただきました。

審 議 経 過

○（A委員）もっと収納率を上げるように頑張っていることですが、町平均くらいにしておいた方が。国保年金課は大変ですよ。個別訪問するのだから。だから収納率ね、年々上がってるけども、あまり高望みしなくもいいんじゃないのかなとは思いますが、うんですけどね。

滞納繰越分も結構多いですよ。これもかなり多く見込んでますね。

●（事務局）滞納繰越分につきましては、今年度の状況を見まして、まとめて古い分を納めていただいたりといった事例が多くて、今年度の状況を踏まえて、同じではないですが、そういうような形で目標という形になってますけど。

○（A委員）滞納整理がかなり進んでるということですね。わかりました。

それとその下の特定健診等の負担金。これが増額。特定健診が増えれば増えるほど特別交付金が増えていくって話も聞いておりますが、そういう解釈でよろしいですか？

●（事務局）特定健診等負担金につきましては、お一人受けるとおいくらみたいな形で行っておりますので、受診者が増えれば入ってくるものも増えていくという考えがある一方で、被保険者数が減ってきておりますので、国民健康保険の中で受ける方自体は、受診率が上がっても受ける母数は少し減るということがありまして、減額になるということもあります。

○（A委員）ここで要するにポイントは、法定外繰入金が決算補填等目的分を令和8年度ではゼロにしたい。そして、子ども・子育て支援金制度を創設したから、その分お金は足りないねということで税率をアップした。それでなんとか歳入歳出をや

審 議 経 過

っていけると思うんですけど、その次の年からはどうなんですかね？

- （事務局）子ども・子育て支援金分については国の方で、8年度、9年度、10年度と必要な金額というのが大体決まっております、それに対して税率を考えているような形になります。一方で、今までの医療分や後期分であるとか介護の分について、今年度の分は昨年ご審議いただいております、7年度及び8年度については税率が決まっている状態でありますので、9年度以降は医療費の状況等を見ながら、税率は決めていくような形になっております。

子ども・子育ては10年度までが、国の方で金額が決まっております、ある程度、全国でこのぐらいの規模の金額を納めてください、集めますよというのが決まっております、それを例えば社会保険であるとか国民健康保険であるとか後期高齢者医療であるとか、それぞれからお金を集める形になりますが、子ども・子育て分については他の、医療費とかに使うのではなく、純粋に先ほどの6事業に使うものと決まっておりますので、11年度以降については、国の方でまた様子を見ながら、もう少し集めるお金を上げなきゃいけないよというような状況になれば、もう少し上がってくるという可能性もあります。

ただし、今のところ8年度、9年度、10年度については国で集めるお金が決まっております、それに対してそれぞれの保険者にどのくらいというような形で来ることになります。それで、国保であれば通常の国保の保険税と合わせて、皆さんからお金を徴収させていただいて、それを最終的には県を通して国にお金を納めるという形になっております。

審 議 経 過

○（A委員）法定外繰入金というのは、国保加入者以外の一般のサラリーマンの人たちからも、町に集まった税金をいただいているという、本当に何か申し訳ない制度なんですよね。それに対してやはり、国保は国保の中でやりくりしていかないと、一般会計からもらうのは良くないということで、次年度からは、決算補填等の目的分はゼロにしようと。これは本当にいいことかなと思います。

もっと根本的にはやはり一人ひとりの医療費をもっと下げないといけませんよね。この歳出のところの保険給付費、一人ひとりの金額を抑える。実は今日、昨年の医療費をどれだけ使ったかの通知が郵送されてきたんですよ。それを見たら、結構、去年1年間使っている。申し訳ないなと思って。これは健康じゃなきゃいけないって。税金をいっぱい使ってしまったって、申し訳ないなという思いはありますのでね。一人当たり34万円、夫婦揃って去年難病にかかってしまいましたね。難病はお金がかかります。健康に気をつけましょう。

○（会長）他に、いかがでしょうか。

○（B委員）5ページの、6つの事業というのは、これは各市町村で事業の内容は決めていいことですか？

●（事務局）5ページの、6つの事業ですね。こちらは国の方で、全国一律でこういった6つの事業を押し進めていますよということで、先ほども8年度、9年度、10年度で段階的にということでお話がありましたけども、6つの事業というのはこれで決まっております。それで、その6つの事業をやるために段階的にということで、全国規模で国が言っているのは、8年度に全国で大体6,000億円。9年度

審 議 経 過

で8,000億円。最後10年度で1兆円というような見立てをして、この6つの事業をやっていきたいと思います。それで、こちらの6つの事業も継続して、10年度でおしまいではなく、11年度以降もこれでご負担していただくというようなものになっております。町の方でこれを独自にというのではなく、この6つの事業、柱としては国の方で定めております。

○（B委員）すみません。質問がちょっと悪かったかもしれませんが、事業の内容はその市町村に任せられているのか。例えばこども誰でも通園制度というのは市町村ごとに、その内容は変わるものですか？それとも国で？

●（事務局）こども誰でも通園制度、こちらはこども家庭庁の目玉事業でもあるんですけれども、月10時間。今も一時預かりのような形で、町内の町立保育園でやっております。一定の就労要件があるんですけれども、今回、国のこの制度、こども誰でも通園制度は、まさに誰でもということで、就労要件は一切なしでご利用いただけるということで、国の定めた条件の中、その中であれば補助がもらえますが、おそらく、全ては把握しておりませんが、市町村によっては10時間、20時間というところもあるかもしれません。ただ、それはもう国の補助対象とはならない。国から出ているQ&Aではそのようなことが書いてあります。

○（会長）他に、ご質疑、ご意見はよろしいですか。

○（C委員）A委員からの質問とも関わりますが、法定外繰入金の話が先ほど出てきて、国民健康保険の会計がなかなか大変な状況だということで、他の一般会計からこれまで補填をするために入れてきて、なんとか維持させてきたんですけども、

審 議 経 過

やはりここで、下げていかなければならないということと、具体的にはこの令和8年度で、決算補填というメニューに関しては、もう完全にゼロにしないと、ペナルティみたいなものが課されるというお話でしたかね。

それで、ここの予算案を見ると確かにゼロになっているということは良かったなと感じますが、9ページの比較という欄で、マイナス4,644万8千円になっている一方、その1行上を見ると、その他事業というところの増減としてプラス5,258万円となっているんですが、これも法定外繰入金的一种ではありますよね？この5,258万円増となった要因について、少し詳しくお聞かせいただければと思います。

- （事務局）こちらの、その他事業分のところが増えている理由なんですけれども、まず、その横の適用欄を見ていただいて、一番下の基金積立分というところの金額が増えております。これは何かというと、ご説明の中にもおそらくあったと思いますが、基金を積み立てておいて、不測の事態があった時に、この基金から国保会計にお金を移して、その不測の事態があったとき、例えば保険税を急に上げるとかもできないとかいうときに、そういうお金を使いましょうというような趣旨で基金の積み立てをしております。その基金からの繰り入れというのは、先ほどのペナルティとか、そういう問題はないものなので、その基金の積立分を積み立てて不測の事態に備えておきましょうというところの分もあって、今年、特に基金の積み立てが増えていているところがあります。なので、決算補填のところの4,000万円がまるまる基金というか、その他事業分として繰り入れているとかいうわけではないので、

審 議 経 過

基金の積立分が増えたというところでご理解いただければと思います。

- （C委員）分かりました。基金積立分がメインの要因だよというお話でした。10ページの一番下、基金積立金というところも、かなりの金額が上がっているということで、明確に分かります。つまり今のご説明だと、9年度以降も、同じくこの決算補填目的分の法定外繰入金はゼロにし続けなければならないと。一方で、被保険者数もどんどん減少していくというトレンドが変わらない中で、そこに備えようと。保険税を一気に上げるわけにもいかないから、そこに備えるために基金になるべく積み立てていきたい。そういう問題意識だと捉えてよろしいですか？承知しました。

- （会長）他に無ければ質疑を終了したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

ご異議ありませんので、質疑を終了とします。

- （会長）これより採決に入ります。議題（2）「令和8年度国民健康保険特別会計予算（案）について」を、原案のとおり承認することにご異議のない方は挙手をお願いします。

<挙手全員>

- （会長）挙手全員です。よって議題（2）「令和8年度国民健康保険特別会計予算（案）について」は、原案のとおり承認されました。

- （会長）次に、議題（3）その他について、事務局から何かありましたら、お願いいたします。

- （事務局）事務局からは特にございませぬ。

- （会長）他に、委員の皆様から、何かありましたら、ご発言をお願いいたします。

審 議 経 過

ご意見がないようですので、以上をもちまして、議題のすべてが終了いたしました。

それでは、本日の会議録の公表にあたっては、あらかじめ委員の皆様のご承認が必要となりますが、その方法として、委員全員が目通しして承認する方法と、会長の私に一任いただく方法がありますが、いかがいたしましょうか。

○（D委員ほか）会長一任。

○（会長）それでは、私に一任いただけるということですので、そのようにさせていただきます。

なお、本日協議した内容につきましては、後日、会長である私から町長へ答申させていただきますので、ご承知おきください。

皆様のご協力により円滑な議事進行ができましたことをお礼申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。

次第6（閉会） 省略

会長署名欄

佐藤りえ

愛川町国民健康保険運営協議会委員名簿

任期：令和 7 年 4 月 1 日から
令和 10 年 3 月 31 日まで

(敬称略)

区 分	氏 名	出 欠
被保険者代表	落 合 善 宏	出 席
	近 藤 史 朗	出 席
	馬 場 縁	出 席
保険医代表	石 井 紀 行	出 席
	中 村 弘 毅	欠 席
	山 下 千 穂	出 席
公益代表	渡 辺 基	出 席
	佐 藤 り え	出 席
	茅 大 夢	出 席